

## 平成30年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月1日	10月17日	<p><b>ふるさと納税返礼品</b>            沼津市オリジナル商品として、ラブライブの記念切手を発行すれば、かなりの寄付が期待できると思います。            1種類だけでなく、複数作れば全種類揃えようとするでしょう。            郵便局もメリットしかないです。            ぜひやるべき。</p>	<p>ふるさと納税返礼品については、総務省通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(平成30年4月1日付け総務市第37号)の中で、地域資源を活用し、地域の活性化を図ることがふるさと納税の重要な役割であることを踏まえ、返礼品は地方団体の区域内で生産されたものや提供されるサービスとするよう、制度の趣旨に沿った適切な対応を求められているため、「記念切手」の取り扱いが難しいものと考えております。</p> <p>しかしながら、「ラブライブ！サンシャイン!!」は本市の魅力発信のためのツールとして非常に有効であることから、平成29年度ふるさと納税においては、寄附に対する記念品としてアニメに登場するキャラクターをあしらった缶バッジを作成し、寄附者へプレゼントする企画を実施し、ラブライブ！サンシャイン!!のファンの方をはじめ、多くの方からご寄附をいただいたところです。</p> <p>今年度においても、同様の企画を実施予定であり、ラブライブ！サンシャイン!!を通じて、本市の魅力発信するとともに、ふるさと納税の更なる推進を図ってまいります。</p>	観光戦略課

## 平成30年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月3日	7月18日	<p><b>使途を子供たちの為だけに限定したふるさと納税</b> 裾野市民の〇〇と申します。 使途を、お金に困っている子供たちのためだけに限定したふるさと納税はありますか？ 沼津市の給食費を納られない子供の率が非常に高いと、以前、ニュースで知りました。私は、ふるさと納税が嫌いです。ふるさと納税は、結局のところ税金の取り合いで返礼品も過熱するため、本来の納税の趣旨から逸脱していると考えます。しかし、そのお金が、お金に困っていて生活や学業に影響している子供たちのためだけに使われるのであれば、微力ながら納税させていただきたいと思っています。 そのような趣旨のふるさと納税が、すでに沼津市にある場合は、その申込方法を教えて下さい。ない場合は新しく作ってください。</p>	<p>ふるさと納税制度は、ふるさとや地方自治体の様々な取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みであり、子育てや教育、まちづくりなどに活用され、地域の活性化に資するとともに、災害時における被災地支援としても役立っています。しかしながら、近年のふるさと納税は、ご指摘の通り、自治体間の返礼品合戦が過熱し、本来の趣旨に反する運営が問題視されており、本市においても、趣旨に沿った良識ある範囲内での返礼品対応を徹底しているところであります。 現在沼津市では、寄附金の使途として、以下7項目から寄附者様へ選択いただき、関連する事業に活用させていただきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①高尾山古墳の保存・活用のため必要な整備に関する事業</li> <li>②まちなか居住・起業の促進や遊休不動産のリノベーションによる都市の魅力の向上</li> <li>③沼津港の魅力向上、コンベンションの推進等によるにぎわいの創出</li> <li>④地震や津波対策など、災害に強いまちづくりの推進</li> <li>⑤結婚・妊娠・出産・子育てなど人生のステージに合わせた子育て世代支援施策</li> <li>⑥子どもから大人まで国際感覚豊かな人づくりを進める事業</li> <li>⑦市長におまかせ</li> </ol> <p>今回のご意見にある寄附の趣旨は、経済的な理由で生活や学業に影響の出ている子供たちへの支援ということで、⑤の使途に該当すると思われます。寄附の趣旨を明確にさせていただくことで、より意向に沿った活用が可能となります。 寄附のお申し込みについては、インターネットをご利用いただく方法など複数ございますので、詳細についてはこちらからご連絡差し上げます。</p>	観光戦略課

## 平成29年9月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月11日	9月30日	<p><b>沼津市小口資金利子補給制度について</b></p> <p>現状、沼津市小口資金利子補給制度を利用する場合、納税証明書の添付が条件になっている。</p> <p>納税証明書での確認事項は、未納がないことの証明であり、納税項目数によっては発行手数料が異なってくる。そのため、沼津市以外の市町村では納税証明書添付が条件となりながらも、『証明願』といった1顧客の納税項目全てにおいて未納がないことを証明できる書類で取扱いをしている。</p> <p>未納なしが1枚で確認できるため発行手数料も1枚分で済む。沼津市においても同書類の取扱いはあるものの、同制度では納税証明書の添付でなければならないといった制約は、変えるべきだと思う。市民サービスの一環でもあり、確認したい事項が示されているのであれば、『証明願』でも代用可能にするといった柔軟な対応が何故できないのか。</p>	<p>現在、沼津市小口資金利子補給の融資申し込み時には申請者の納税状況を確認する目的で、納税証明書の添付をお願いしておりますが、ご意見のとおり複数の証明事項がある場合は、複数の証明書を添付していただいている状況にあります。</p> <p>この度ご意見をいただき、関係部署と調整をした結果、どなたでも1つの証明の添付で申請できるよう、申請書式を改めることといたしました。</p> <p>準備が整い次第、金融機関を始め事業者の皆さまにご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p>	商工振興課

## 平成29年6月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月26日	8月29日	<p><b>固定資産税納税通知書について</b></p> <p>時代の流れで、親子共有名義の二世帯住宅も増えている中、通知書の宛名が「外1名」との記載がある。以前、資産税課に、是正を申し入れたが、公務員感覚で「おかしくない」との回答でした。</p> <p>他の県や市町村で既に行っているように、宛名は当たり前「氏名」を記載する事が世間の常識だと思う。</p>	<p>共有物に係る固定資産税は、共有者全員が連帯して納税義務を負うこととなり、共有者の持ち分に応じて課税することができません。そこで、共有者の中から登記簿の筆頭者や持ち分の多い方等を代表者とさせていただき、代表者様に「代表者氏名外〇名様」という宛名で納税通知書をお送りしております。</p> <p>また、共有名義の人数は多数に及ぶこともあり、宛名の記載箇所に入りきらなくなることがありますので、納税通知書の別紙に共有者様の氏名一覧を添付しております。</p> <p>ご意見の趣旨は十分理解しておりますが、制度及び紙面の制約上、現在の取扱にいたっております。何卒、ご理解をお願いいたします。</p>	資産税課